

輸 入 発 表 第 9 号
令和 6 年 6 月 2 7 日
経 済 産 業 省

「H F C」の輸入割当てについて」の一部改正について

「H F C」の輸入割当てについて」（令和 4 年 1 0 月 1 8 日付け輸入発表第 1 5 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 6 月 3 0 日以前に経済産業省製造産業局長が発給した内示書は、同年 7 月 1 日以降も当該規制年度において効力を有しているものとみなす。

「HFC」の輸入割当てについての一部を改正する輸入発表新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「HFC」の輸入割当てについて（令和４年１０月１８日付け輸入発表第１５号）

改正後	改正前
輸 入 発 表 第 １ ５ 号 令 和 ４ 年 １ ０ 月 １ ８ 日 経 済 産 業 省 「HFC」の輸入割当てについて 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号）において輸入割当てを受けるべき貨物として定める「モントリオール議定書附属書Fに掲げる物質」の輸入割当てについては、下記のとおり行うこととします。 記 １．輸入割当ての対象品目及び対象期間（略） ２．申請者の資格 「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成３０年９月２１日付け２０１８０９２０製局第１号。以下「<u>運用通知</u>」という。）に定める「基本的運用」による割当て又は「例外的運用」による割当てに該当するものとして、<u>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</u>が発給する内示書（当該規制年度において有効なものに限る。）の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者 ３．申請手続き HFCの輸入割当て・承認の申請は、原則、電子申請で受け付けることとします。 ただし、電子申請を行うことが困難であると６．申請・問合せ先が認める場合は、この限りではありません。	輸 入 発 表 第 １ ５ 号 令 和 ４ 年 １ ０ 月 １ ８ 日 経 済 産 業 省 「HFC」の輸入割当てについて 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号）において輸入割当てを受けるべき貨物として定める「モントリオール議定書附属書Fに掲げる物質」の輸入割当てについては、下記のとおり行うこととします。 記 １．輸入割当ての対象品目及び対象期間（略） ２．申請者の資格 「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成３０年９月２１日付け２０１８０９２０製局第１号。以下「<u>局長通知</u>」という。）に定める「基本的運用」による割当て又は「例外的運用」による割当てに該当するものとして、<u>経済産業省製造産業局長</u>が発給する内示書（当該規制年度において有効なものに限る。）の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者 ３．申請手続き HFCの輸入割当て・承認の申請は、原則、電子申請で受け付けることとします。 ただし、電子申請を行うことが困難であると６．申請・問合せ先が認める場合は、この限りではありません。

改正後	改正前
(1) 申請方法、申請書類 ①電子申請 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当承認同時申請様式」に記載すべき事項(「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の別表第9に記載の申請項目)を入力し、以下に記載する書類を添付書類として専用電子計算機に備えられたファイルに記録してください。 ・経済産業大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の写し ・その他審査に必要があると認められる書類 <電子申請に必要となるコード> ・申請受付窓口コード：SAB（貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課） ・単位コード：GWPkg ・品目コード：HFC ・割当方式コード：0（割当方式の省略） ②郵送申請 電子申請を行うことが困難であるため、やむを得ず郵送申請を行う場合は、あらかじめ6. 申請・問合せ先に相談の上、以下に記載する書類を郵送してください。 ・輸入（承認・割当）申請書（2通） ・経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の写し ・その他審査に必要があると認められる書類 (2) 申請受付期間 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の交付を受けた日から当該規制年度の12月20日まで。 なお、当該規制年度が始まる前に輸入割当証明書及び当該規制年度の1月1日から通関することが可能な輸入承認証の交付を希望する場合は、前年の12月7日ま	(1) 申請方法、申請書類 ①電子申請 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当承認同時申請様式」に記載すべき事項(「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の別表第9に記載の申請項目)を入力し、以下に記載する書類を添付書類として専用電子計算機に備えられたファイルに記録してください。 ・経済産業省製造産業局長が発給する内示書の写し ・その他審査に必要があると認められる書類 <電子申請に必要となるコード> ・申請受付窓口コード：SAB（貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課） ・単位コード：GWPkg ・品目コード：HFC ・割当方式コード：0（割当方式の省略） ②郵送申請 電子申請を行うことが困難であるため、やむを得ず郵送申請を行う場合は、あらかじめ6. 申請・問合せ先に相談の上、以下に記載する書類を郵送してください。 ・輸入（承認・割当）申請書（2通） ・経済産業省製造産業局長が発給する内示書の写し ・その他審査に必要があると認められる書類 (2) 申請受付期間 経済産業省製造産業局長が発給する内示書の交付を受けた日から当該規制年度の12月20日まで。 なお、当該規制年度が始まる前に輸入割当証明書及び当該規制年度の1月1日から通関することが可能な輸入承認証の交付を希望する場合は、前年の12月7日ま

改正後	改正前
でに電子申請してください。 （郵送申請の場合は、いかなる場合も規制年度の１月４日以降の交付となります。） また、受付期間の最終日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日）にあたる場合は、行政機関の休日の翌日まで申請を受け付けることとします。 ４．輸入割当限度数量及び割当基準 輸入割当限度数量は、当該規制年度の消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）が、モントリオール議定書の削減スケジュールに基づく消費量の上限値を超えない範囲で、<u>運用通知</u>に定める運用方法に基づき決定されます。 また、輸入割当ては経済産業省<u>大臣官房技術総括・保安審議官</u>が発給する内示書に記載された輸入承認・割当ての上限値となる数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てます。 ５．その他事項 HFCの輸入割当て制度においては、輸入割当証明書と輸入承認証の交付を同時に行います。 なお、輸入承認証の有効期限は当該規制年度の１２月末日までとなりますので、輸入通関は当該有効期限内に行ってください。 また、この輸入発表により輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の有無に関わらず、当該規制年度分を集計して、経済産業省<u>産業保安・安全グループ</u>化学物質管理課オゾン層保護等推進室に輸入通関実績報告書（別紙）にて報告してください。 報告期限 当該規制年度の翌年３月末日（必着） ６．申請・問合せ先 経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課（原子力等審査班） 〒１００－８９０１	でに電子申請してください。 （郵送申請の場合は、いかなる場合も規制年度の１月４日以降の交付となります。） また、受付期間の最終日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日）にあたる場合は、行政機関の休日の翌日まで申請を受け付けることとします。 ４．輸入割当限度数量及び割当基準 輸入割当限度数量は、当該規制年度の消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）が、モントリオール議定書の削減スケジュールに基づく消費量の上限値を超えない範囲で、<u>局長通知</u>に定める運用方法に基づき決定されます。 また、輸入割当ては経済産業省<u>製造産業局長</u>が発給する内示書に記載された輸入承認・割当ての上限値となる数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てます。 ５．その他事項 HFCの輸入割当て制度においては、輸入割当証明書と輸入承認証の交付を同時に行います。 なお、輸入承認証の有効期限は当該規制年度の１２月末日までとなりますので、輸入通関は当該有効期限内に行ってください。 また、この輸入発表により輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の有無に関わらず、当該規制年度分を集計して、経済産業省<u>製造産業局</u>化学物質管理課オゾン層保護等推進室に輸入通関実績報告書（別紙）にて報告してください。 報告期限 当該規制年度の翌年３月末日（必着） ６．申請・問合せ先 経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課（原子力等審査班） 〒１００－８９０１

改正後	改正前
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話 03-3501-1511（内線3251） メールアドレス bzl-genshiryoku@meti.go.jp （別紙） 輸入通関実績報告書（ 年分） （略） 1. 輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の実績を本様式（別紙）にて<u>産業保安・安全グループ</u>化学物質管理課オゾン層保護等推進室に報告すること。 2～5 （略） ※問合せ先：経済産業省<u>産業保安・安全グループ</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室 TEL ; 03-3501-4724、e-mail ; bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話 03-3501-1511（内線3251） メールアドレス genshiryoku@meti.go.jp （別紙） 輸入通関実績報告書（ 年分） （略） 1. 輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の実績を本様式（別紙）にて<u>製造産業局化学物質管理課</u>オゾン層保護等推進室に報告すること。 2～5 （略） ※問合せ先：経済産業省<u>製造産業局</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室 TEL ; 03-3501-4724、e-mail ; gyoumu-ozone@meti.go.jp